

第1章 基本方針の役割と位置づけ

1 基本方針の役割

美しく豊かな兵庫の景観を次代へと引き継ぐためには、景観づくりの担い手となる県民、事業者、市町、県それぞれが、県の景観特性や景観形成の目標を共有した上で、連携協調して取組を進めることが必要です。

この基本方針は、県の景観形成の方向性を明らかにするとともに、それぞれの担い手がめざすべき景観形成の方向性を共有し、県民や事業者の景観づくり、県や市町の景観施策などを推進するためのガイドライン・指針とするため、景観の形成等に関する条例（以下「景観条例」という。）第7条に基づく景観形成等基本方針として策定するものです。

基本方針を活用した担い手の連携



2 県・市町の関連計画との関係

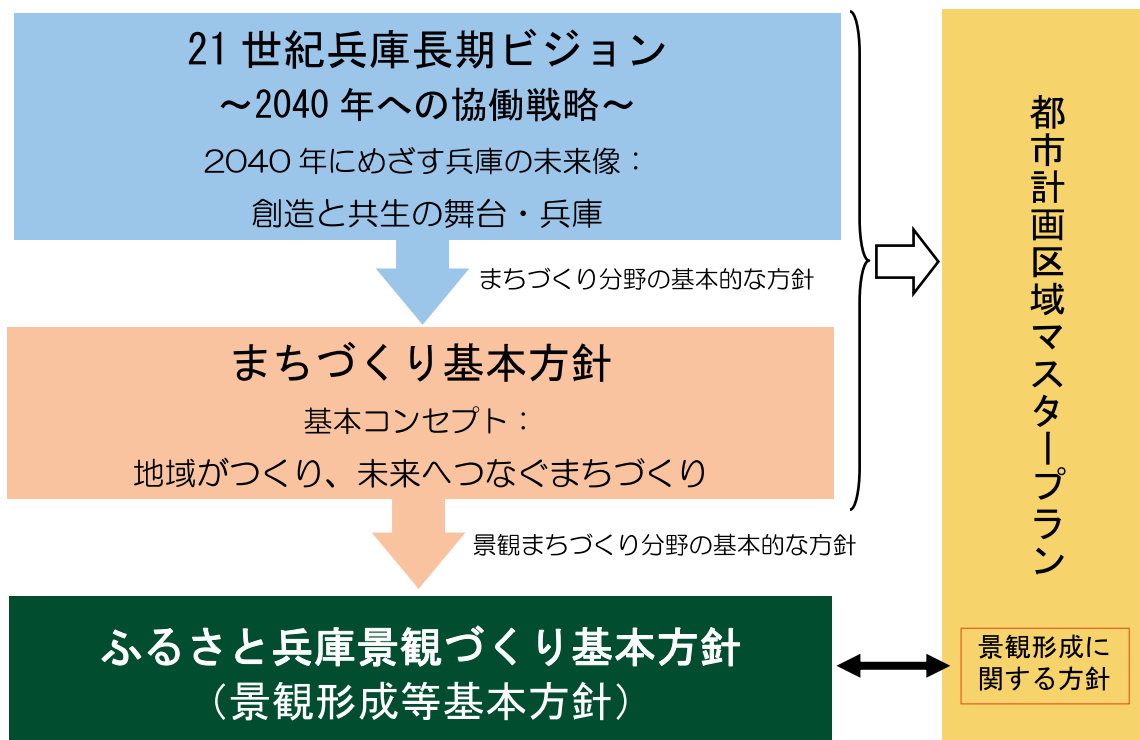
(1) 県における基本方針の位置づけ

兵庫県では、県民主役・地域主導の考えの下、兵庫がめざすべき社会像とその実現方向を描いた「21世紀兵庫長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」という。）を策定しています。

また、長期ビジョンのまちづくり分野における基本方針として、まちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」を策定しています。

ふるさと兵庫景観づくり基本方針は、まちづくり基本方針の趣旨・理念等を踏まえて、景観まちづくり分野における基本方針として策定するもので、都市計画の基本的な方向性を示した「都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」に記載される「景観形成に関する方針」とも整合を図ります。

基本方針の位置づけ



(2) 景観に関する市町計画との関係

景観行政を担う市町は、市町の区域において良好な景観の形成を図るための計画（景観法に基づく景観計画、市町景観条例に基づく景観の形成に関する方針、計画等。以下「景観計画等」という。）を定めています。

ふるさと兵庫景観づくり基本方針は、県域全体の総合的な指針となるもので、市町が景観計画等を定める際に、この方針を踏まえて計画等が策定されることで、県全体で整合性のある調和のとれた景観形成が図られることとなります。

また、県では、広域の見地に配慮した景観の形成等を図る必要があると認める地域において、景観施策を総合的・計画的に推進するため、景観条例第7条の2に基づいて「地域景観形成等基本計画」を定めています。地域景観形成等基本計画は、複数の市町にまたがる広域的な地域を対象とし、その地域の景観形成の目標や取組の方向性を定めることで、景観づくりの担い手がそれらを共有し、連携協調した取組が図られることをめざしたものです。

なお、これら景観施策の実施にあたっては、都市計画、自然環境保全、緑化、文化財保護等の関連施策との連携にも十分配慮します。

景観に関する市町計画との関係 概念図

